

令和6年第3回上毛町議会臨時会会議録

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和6年8月8日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 渡辺哲也	2番 大石光一	3番 高西正人	4番 岩花寛之
5番 廣崎誠治	6番 宮本理一郎	7番 宮崎昌宗	8番 峯 新一
9番 三田敏和	10番 茂呂孝志	11番 田中唯登志	12番 荒牧弘敏

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 永野英憲・ 会計管理者 円入忠義

総務課長 熊谷豊司・ 税務課長 宮吉保男・ 長寿福祉課長 園田秀秋

総務係長 出口智樹

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 山中秀之

議会事務局 中森博之

○議事日程

令和6年第3回上毛町議会臨時会議事日程

令和6年8月8日 午前10時00分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第36号 令和6年度上毛町一般会計補正予算（第3号）

日程第 5 議案第37号 令和6年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○ 会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○議長（荒牧弘敏君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和6年第3回上毛町議会臨時会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付の運営資料のとおりです。

○議長（荒牧弘敏君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員に、1番 渡辺議員、2番 大石議員を指名します。

○議長（荒牧弘敏君）日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。

岩花委員長。

○4番（岩花寛之君）皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

8月5日付で議長から第3回臨時会の運営について諮問を受け、本日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程（案）のとおり決定いたしました。

会期は本日1日とすることが適当であると決定いたしましたので報告いたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）ありがとうございました。議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり、本日1日と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に提出された議案は、町長から補正予算2件であります。

お手元に配付しております運営資料の議事日程を御覧ください。

本日の日程は、町長提出案件の議案を一括上程し、町長から提案理由の説明を受け、引き続き議案内容の説明を受けた後、質疑を行います。質疑が終了した後、討論、採決を行いますので、御了承ください。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）これから議案の上程を行います。

なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第4、議案第36号、日程第5、議案第37号、以上2件を一括上程します。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

本日ここに令和6年第3回上毛町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、万障お繰り合わせの上、御参集いただき、厚くお礼申し上げます。

それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、補正予算2案件であります。順次、御説明をいたします。

議案第36号、令和6年度上毛町一般会計補正予算（第3号）であります。低所得者支援及び定額減税補足給付金について、令和6年度個人住民税額が確定し、第2回臨時議会で御可決いただいた給付システムにて必要額を算出したところ、給付金に不足額が生じたため、4,000万円の増額補正をお願いするものであります。

議案第37号、令和6年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。国民健康保険税について、国民健康保険資格を遡及して喪失すべき案件が生じたため、納付済みの国民健康保険税額を還付するに当たり、還付金及び還付加算金の不足額208万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎

重に御審議をいただき、御可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）ありがとうございました。提案理由の説明が終わりました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第4、議案第36号、令和6年度上毛町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（熊谷豊司君）それでは、議案第36号について御説明いたします。

議案第36号、令和6年度上毛町一般会計補正予算（第3号）。

令和6年度上毛町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6,050万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月8日提出。上毛町長、坪根秀介。

今回の補正予算の概要ですが、第2回臨時議会において、国の算定ツールを活用し低所得者支援及び定額減税補足給付金を算出し、補正をお願いしておりましたが、令和6年度個人住民税額が確定したことにより、同じく臨時議会において御可決していただきました給付システムにより算出したところ、給付金に不足額が生じたため、増額補正をお願いするものでございます。

補正予算の7ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費18節負担金、補助及び交付金において、先ほど申し上げました理由により4,000万円の増額をしております。

詳細につきましては、議案説明資料の1ページをお開きください。

4番の補正額の根拠でお示ししておりますとおり、既予算額が4,625万円に對しまして、今回算出した必要額が8,625万円となっており、その不足額4,000万円を増額するものでございます。

今回の歳入財源といたしましては、特定財源として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を全額充当しております。

以上、概略でございますが、補正予算の内容でございます。

なお、質疑につきましては、内容により担当課長より御説明、御答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）それでは、御質問申し上げます。

ただいまの給付内容について、1番の低所得者支援給付金並びに新たに令和6年度に住民税均等割課税となる世帯、これは理解できるんですが、3番目の定額減税補足給付金は、定額減税し切れないと見込まれる所得水準の方というふうにコメントされていますが、これは対象人数が1,500人と想定してございますが、これは想定外だったからうちの財政では賄い切れなかったという意味ですか。

○議長（荒牧弘敏君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君）定額減税し切れないと見込まれる所得水準につきましては、定額減税は、例えば、所得税では1人につき3万円、個人住民税では1人につき1万円が減税されますが、所得税及び個人住民税がそこまで課税されない方の場合は、控除不足分を調整給付として給付することになっております。

定額減税し切れないと見込まれる所得水準につきましては、それぞれの家庭で所得や扶養親族等の状況が違うため異なりますので、想定よりも……。主な理由としては、給付対象者数は推計より200人程度減っておりますが、国の算定式による推計では、対象者1人当たりの給付額が2万円だったところ、今回システムで積算した実際の1人当たりの給付額は約4万5,000円と倍以上に増えているということで、給付額に大きな差が生じたものとなっております。

○議長（荒牧弘敏君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）今の御説明で分かるんですが、ということは、既に住民に対して徴税を行っているわけです。その徴税を、この給付金を新たに実施するために形の上では相殺という形で、新たにこの分をプラスで住民に給付するという2段階の作業段取りを取るということですか。

○議長（荒牧弘敏君）税務課長。

○税務課長（宮吉保男君）定額減税の部分がございますので、私のほうから答弁させて

いただきたいと思います。

今年度の住民税でいいますと、1人当たり1万円の定額減税を既に適用した状態で賦課が終わっております。1人1万円ですので、扶養が1名いれば、例えば奥様を扶養にとつていけば、その方については今年度の住民税は既に2万円の定額減税を適用した状態で賦課が終わっているということになります。それぞれ所得、控除等が異なりますので、例えばその方に1万円の町民税の所得割が発生しているということであれば、2万円の枠に対して1万円しか定額減税の適用が結果的にはできないということになりますので、今回の調整給付につきましては、その減税ができなかった1万円を給付いたしますという仕組みになっております。

住民税の所得割が2万円以上ある方につきましては、既に2万円の減税の枠を引ききった状態での課税をさせていただいて、納付をもうお願いしているということになります。実際の税額が枠まで届かなかった方に対して、その差額分を今回給付するという制度になっております。それで、住民税と所得税、所得税の場合は1人当たり3万円の枠を持っておりますので、奥様を扶養にとられておれば6万円の枠がある。3万円の所得税が見込まれる方であれば残り3万円について減税の適用が届いてないので、その差額分3万円、住民税で届かなかった1万円と合わせて合計4万円を今回給付いたしますという制度になっております。

○議長（荒牧弘敏君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）分かりました。

同時に、執行部の事務処理が二度手間になったということだと思いますけれども、これに関しては国庫負担ということになるんですか。

○議長（荒牧弘敏君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君）はい、全額国庫負担になります。

○6番（宮本理一郎君）分かりました。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

三田議員。

○9番（三田敏和君）一、二点確認したいと思います。

低所得者支援給付金で新たに1番と2番とありますが、これについては、前年度の令和5年度に同じような給付があったというふうに、たしか3万円だったかあったと思うんですが、その方はどうなるのかということと、ここに1番も2番も77世帯、

うち子供たちが20名、29名とあまりにも似通っている。これはどういう算出をしているのかということと、あと、定額減税の補足給付金の中で、例えば令和6年度の所得税の見込みということは、令和5年度の所得税から推計するということになるのか、その辺について伺います。

○議長（荒牧弘敏君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君）昨年度、令和5年度に行いましたのは、最初に住民税非課税世帯に対し3万円の給付金を出した後、追加で7万円を支給しております。それとは別に、住民税均等割のみ課税世帯への給付を1世帯当たり10万円行っております。それに追加して、低所得者の子育て世帯への加算を児童1人当たり5万円出しております。今回、令和6年度に給付する分については、昨年度対象になってない方、新たに住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯となった世帯のみ給付すると御理解いただきたいと思います。

それから人数ですけれども、これはたまたま大体一緒ぐらいの世帯数になったということで、これについて一応こちらのほうで算出して拾い上げた数字になっておりますので、結果的に一緒の数字になったと御理解ください。

○議長（荒牧弘敏君）税務課長。

○税務課長（宮吉保男君）3点目の所得税の推計方法について、税務課のほうからお答えさせていただきます。

今回の仕組みにつきましては、令和6年度の住民税の賦課の中で得られる情報を用いて所得税を推計しなさいという仕組みになっております。本町におきましては、確定申告等の受付の情報を一通り持っておりますので、簡単に言えば令和5年度分の所得税額を基に算定をしているということになっております。

以上です。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○9番（三田敏和君）では、もう1点。その定額減税の不足給付金の中で約1,500人というふうになっておりますが、先ほど奥様が扶養というようなお話もちょっとあったと思うんですが、年齢制限で子供がどうのというのがあるんじゃないかなと思います。その辺はどうなのでしょう。

○議長（荒牧弘敏君）税務課長。

○税務課長（宮吉保男君）今回の減税もそうですし、調整給付の中でも同じ取扱いなん

ですが、年少扶養、例えば小学生であったり未就学児のお子さんをお持ちの方は税金の計算上は控除額が発生しないんですが、この調整給付と定額減税を算定する上では、1人1枠としてカウントしなさいと。簡単に言えば、住民税で小学生のお子さんを扶養にとられていれば1万円、所得税で3万円、合計4万円の定額減税の枠が発生するということになっております。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○9番（三田敏和君）すいません、それは中学生も含めるような形になるんですか。

○議長（荒牧弘敏君）税務課長。

○税務課長（宮吉保男君）中学生も同様でございます。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

岩花議員。

○4番（岩花寛之君）1点お伺いします。低所得者の支援給付金はもともとの予算が1,025万円、今回は760万円ということで、1,785万円。定額減税のほうは、もともとが3,600万円で今回3,240万円ということで、6,840万円になると思うんですけど、最終的に世帯数と人数というのはどういう内容になりますでしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君）世帯数と人数につきましては、今のところ給付内容のほうに記載しております、1、2番については77世帯ずつ、それから定額減税補足給付金については約1,500人と一応想定しております。

○議長（荒牧弘敏君）岩花議員。

○4番（岩花寛之君）いやいや、低所得者の分が77世帯で1,785万円ということはいいんじゃないですか。合わせて154世帯ですか。そんなことはないでしょう。

○議長（荒牧弘敏君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君）一応、770万円と770万円。1、2についてはですね。それに子供加算が20人ずつということで、約1,500万円以上、1,600万円ぐらいになると考えております。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）先ほど税務課長の説明を聞いて大体分かったんですけど、令和5

年度分の所得税の資料を使ってということなんですけど、前年度に比べて所得が低くなった人が多いと理解しておけばいいんですかね。

○議長（荒牧弘敏君）税務課長。

○税務課長（宮吉保男君）所得に関して極端に下がっているという状況にはないので、所得が下がったから増えたとかということではなくて、減税を適用した上でこの結果だと御理解いただければと思います。大きく全体的に給与所得が落ちているという状況には、本町の場合は今のところないというふうに認識しております。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）議案36号について、賛成の立場より討論いたします。

本議案は、地域住民の生活安定に寄与するものであり、立派な施策というふうに考えます。よって、この議案36号に賛成するものでございます。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第36号、令和6年度上毛町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第5、議案第37号、令和6年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君） それでは、議案第37号について御説明いたします。

議案第37号、令和6年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度上毛町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,205万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月8日提出。上毛町長、坪根秀介。

それでは、歳出のほうから説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

8款1項1目一般被保険者保険税還付金ですが、189万1,000円を増額し、予算額を289万1,000円とするものです。

今回、国民健康保険被保険者の資格を過去複数年にわたり遡及して喪失すべき事案が生じたので、令和5年度までに納付済みの国保税を還付するため、22節償還金、利子及び割引料に税過誤納還付金として189万1,000円を計上しております。

次に、8款1項3目一般被保険者還付加算金ですが、19万4,000円を増額し、予算額を24万4,000円とするものです。22節償還金、利子及び割引料に、今回の国民健康保険税還付に伴う過年度保険税還付加算金として19万4,000円を計上しております。

6ページをお願いいたします。

歳入につきましては、7款1項1目繰越金1節前年度繰越金を208万5,000円増額しております。

説明は以上でございます。

○議長（荒牧弘敏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） この289万1,000円を全部還付するんだと思うんですけど、

これは何世帯分か。それと、最高で遡る場合は5年間還付だと思いますけど、その辺は何世帯分か、何年分かをお答えください。

○議長（荒牧弘敏君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君）世帯については1世帯になります。

年数につきましては、平成27年から9年間分になります。

○議長（荒牧弘敏君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）最高5年ということではないんですかね。たしか税金の場合は5年だったと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○議長（荒牧弘敏君）税務課長。

○税務課長（宮吉保男君）還付の期間ですが、議員がおっしゃられるとおり税法上の遡及の期間は5年間、法定納期限を経過して5年ですね。簡単に言うと、税法に基づいて過去5年間遡ることになります。それ以前の分につきましては、町のほうで税の過誤納還付要綱というものを定めております。それに基づきまして可能な範囲で、本税に相当する額、それと還付加算金に相当する額ということで還付をするようになっております。

これの根拠につきましては、判例等で課税誤りといったものが過去争いになりました、可能な限り還付するようにという判決が出ております。それで平成21年に町のほうでこの過誤納金返還要綱というものを定めまして、可能な限り納税義務者の方に還付するという手続を既に取り付けておるところでございます。

○議長（荒牧弘敏君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）理解できましたけど、どういう理由でこんなに届出が遅れたか、お答えください。

○議長（荒牧弘敏君）税務課長。

○税務課長（宮吉保男君）今回の事案につきましては、毎年7月が国民健康保険税の当初賦課の時期になります。税務課のほうで保険税額の算定をしている中で、ある程度の大きな金額を有する方についてチェックをかけていった中で、この方についてはどうも社会保険を既にお持ちじゃないかというようなことが分かりました。御本人については、どういう状態かはちょっと分からないんですが、保険を二つ持たれた状態、社保と国保の両方を持たれた状態で、何ら問合せ等もなく国保も納付をずっと継続している状況のようです。今回そういう事案が見つかりましたので、社保を持っている

だろうということで確認作業をしまして、還付に該当するという事になっております。

社会保険を持たれた場合は、自ら国保の資格を喪失しますという届出をしていただくように従前よりお願いしておりますので、その資格喪失の届出がないと町としてはちょっとつかみようがないというのが正直なところでございます。

○5番（廣崎誠治君）もう1回いいですか。

○議長（荒牧弘敏君）3回ですので終わりです。

ほかにありませんか。

岩花議員。

○4番（岩花寛之君）国保と社保の切替えに伴うところということですが、今後また12月にマイナンバーのほうに保険証が統合されたりしますけれども、その辺り、町としては、そういうふうな国保から社保、社保から国保というふうな移行というのをつかんで、それに付随して税処理をするというか、請求を行うということとはできないのでしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君）国保の被保険者に対する資格喪失手続の周知については、毎年国保税の納税通知、それから保険証送付の際、社会保険に加入した場合には資格喪失手続が必要となる旨のお知らせを同封しておりますので、それ以外、周知はちょっと今のところ考えておりません。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）私は単純なことをちょっとお伺いしたいと思います。

本案は208万5,000円の追加の予算案でございます。そして、皆さん御覧のとおり、税の過誤納還付金ということで189万1,000円ですね。これは、事務手続上の間違いで余計納めたとかという問題でございましょうか。単純な事務処理上の問題で189万1,000円ということになれば、この208万5,000円の追加はほぼ相殺という形になるんじゃないかと思うんですけど、この辺の問題はどう考えますか。

○議長（荒牧弘敏君）税務課長。

○税務課長（宮吉保男君）今回の事案につきましては、事務のミスということではない

というふうに認識しております。あくまで御本人からの資格喪失の届出をいただいて、それを基に税を変更させていただくものでございますので、御本人からの届出を基本的には待つしかないという事案でございます。誤って課税してはいけない方に町としての事務ミスとか、そういうことではございません。

○議長（荒牧弘敏君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）ちょっと納得できませんけど。事務的な手続、住民にそういう書類が届く場合は、国が直接届けるわけがないと思います。執行部を通して、行政を通して行っていると思うんですが、その辺の数字の算定は国がやっているということですか。

○議長（荒牧弘敏君）税務課長。

○税務課長（宮吉保男君）国保税の算定につきましては町の税務課が行っております。

○議長（荒牧弘敏君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）行政がやっているということは、そこに算定上の単純なミスが発生が起こって、こういうふうな累計で189万円、今回の補正の金額と何ら変わらないような金額が出てきているのは納得いかないというふうに思うんですけど、町長、どうですか。

○議長（荒牧弘敏君）税務課長の説明で……。

○6番（宮本理一郎君）もう1回。

○議長（荒牧弘敏君）税務課長。

○税務課長（宮吉保男君）先ほどお答えさせていただいたんですが、例えばのお話でいきますと、Aさんの国保税を、例えば税務課が誤ってBさんに課税してしまったとか、届出をいただいたものを入力漏らして余分に賦課をしているというようなことになれば、それは当然、税務課としての事務ミスということになります。課税誤りということになりますが、今回のケースにつきましては、御本人からの届出をいただいて算定するという手続になっておりますので、事務ミスではないというふうに御認識いただければと思います。ただ、資格がないであろうということが判明しましたので、その方に対して国保税を課することはできないという考えの基に還付をさせていただきたいということでございます。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（荒牧弘敏君）起立多数。したがって、議案第37号、令和6年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）以上で本日の日程は全て終了しました。

令和6年第3回上毛町議会臨時会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉会 午前10時36分